

## 26. 国連宇宙諸条約担保のための国内措置

官報 号外特第 10号 (p.16) 昭和 58年 6月 20日月曜日 (テキストデータ)

「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」に定める権利を我が国が行使する際の手続について 科学技術庁 外務省

我が国は、昭和五十八年六月二十日に「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」（以下「条約」という。）に加入し、これにより、今後、外国等の宇宙物体により引き起こされる損害については、条約に基づく新たな救済の途が開かれることとなった。条約に定められる損害の賠償についての請求の権利は国の権利であり、条約は個々の被害者に対し何らかの新たな請求権を付与するものではないが、条約の趣旨からは、打上げ国が請求国に対して条約の規定により損害賠償の支払いを行つた場合には、請求国の責任において、個々の被害者の救済が行われることが期待されている。我が国の国民等が外国等の宇宙物体により損害を被つた場合において、我が国が条約に定める請求権を行使する際には、次のような手続が進められる予定であるが、これについては別に科学技術庁が公示するところによることとなる。

一、科学技術庁は、損害の調査を行う。

二、被害者は、科学技術庁に損害の届出を行うことができる。

三、科学技術庁は国が打上げ国に請求しようとする賠償金の額及び国が打上げ国と合意しようとする賠償金の額等を被害者に通知するとともに、被害者が裁判等により自ら損害賠償の請求を行う意思を有していないことを確認する。

四、国が打上げ国から賠償金の支払を受けた場合には、科学技術庁は、被害者に賠償金を支払うために必要な措置をとる。

なお、外国等の宇宙物体により損害を被つた被害者は、打上げ国又は自国の国内法等に基づいて、打上げを行つた者に対し損害賠償の請求を行うことができる場合もあると考えられるが、条約は、そのような国内法等に基づいて被害者が有することのある請求権に何ら影響を及ぼすものではない。ただし、条約に基づく請求手続と被害者自身による国内法等に基づく請求手続とが重複して進められることを回避するため、条約第十一条2の規定により被害者が打上げ国の裁判所等において損害賠償の請求を行う場合には、締約国は、条約に基づく請求を行うことができない旨定められている。したがつて、我が国においても、被害者が、国内法等による請求の権利に基づき自ら打上げ国の裁判所等において請求を行う救済方法を選択した場合には、条約に基づく救済方法を選択することはできない。

# 官庁報 告

## 官庁事項

「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」に定める権利を我が国が行使する際の手続について

科学技術庁  
外務省

我が国は、昭和五十八年六月二十日に「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」(以下「条約」という。)に加入し、これにより、今後、外国等の宇宙物体により引き起こされる損害については、条約に基づく新たな救済の途が開かれることとなった。条約に定められる損害の賠償についての請求の権利は国の権利であり、条約は個々の被害者に対し何らかの新たな請求権を付与するものではないが、条約の趣旨からは、打上げ国が請求国に対して条約の規定により損害賠償の支払いを行った場合には、請求国の責任において、個々の被害者の救済が行われることが期待されている。我が国の国民等が外国等の宇宙物体により損害を被つた場合において、我が国が条約に定める請求権を行使する際には、次のような手続が進められる予定であるが、これについては別に科学技術庁が公示するところによることとなる。

- 一、科学技術庁は、損害の調査を行う。
  - 二、被害者は、科学技術庁に損害の届出を行うことができる。
  - 三、科学技術庁は国が打上げ国に請求しようとする賠償金の額及び国が打上げ国と合意しようとする賠償金の額等を被害者に通知するとともに、被害者が裁判等により自ら損害賠償の請求を行う意思を有していないことを確認する。
  - 四、国が打上げ国から賠償金の支払を受けた場合には、科学技術庁は、被害者に賠償金を支払うために必要な措置をとる。
- なお、外国等の宇宙物体により損害を被つた被害者は、打上げ国又は自国の国内法等に基づいて

進められることを回避するため、条約第十一条の規定により被害者が打上げ国の裁判所等において損害賠償の請求を行う場合には、締約国は、条約に基づく請求を行うことができず、締約国は、条約に基づいて、我が国において、被害者が、国内法等による請求の権利に基づき自ら打上げ国の裁判所等において請求を行う救済方法を選択した場合には、条約に基づく救済方法を選択することはできない。

## 公 告

### 公示催告

次の申立人から別紙目録表の証書について公示催告の申立てがあつたので、その所持人は、公示催告期日までに当該裁判所に権利を届け出ると同時に証書を提出してください。もし右期日までに届出及び提出がない場合には、その無効を宣告することとなります。

昭和五十八年(一)第七一〇号

大阪市生野区勝山北四丁目一番三五号

申立人 徳川ダクト工業こと 徳川 英雄

公示催告期日 昭和五十九年一月二十七日午前十時

昭和五十八年五月三十一日 東京簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 一通

手形番号 G七六六九〇

金額 七八〇,〇〇〇円

支払期日 昭和五十八年六月三十日

支払地 東京都千代田区

支払場所 株式会社三和銀行神田支店

振出日 昭和五十八年二月十五日

振出地 東京都千代田区

振出人 日本設備工業株式会社常務取締役安藤 雅彦

受取人 徳川ダクト工業

最終所持人 申立人

昭和五十八年(一)第八四一号

千代田千代田市若松町九八三の一〇六

申立人 スズキ電機工事店こと 鈴木 末夫